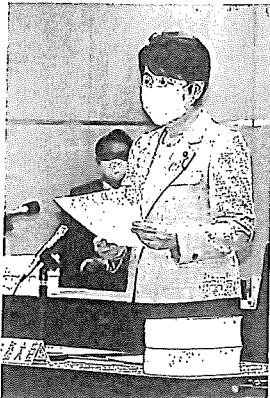


養育費不払い解消へ検討



法制審議会の総会で、親が離婚した子の養育に関する家族法制の見直しを諮問する上川法相＝10日、法務省で

離婚後問題 法制審諮詢

法制審議会が検討するポイント

- ①民法で養育費請求権を明記すること
- ②離婚時の養育費の取り決めを促し、支払いを確実にする方策
- ③面会交流の適切な実施に向けた方策
- ④父母双方の共同親権制度の是非
- ⑤財産分与の「2分の1ルール」の制度化
- ⑥未成年養子縁組で子の利益を確保する方策

上川陽子法相は10日、離婚した親の都合で、子の健全な成長が妨げられないよう、家族法制の見直しを法制審議会（会長・内田貴早稻田大特命教授）に諮問した。養育費不払いの解消策をはじめ、親と子の面会交流、共同親権の是非、財産分与の在り方といった離婚後の課題を網羅的に検討する。

面会交流・共同親権も議論

迅速化などを提案してお
り、法制審でも論点となる
見通し。

現行民法が親権について
定めているのは、離婚時の
協議で父母のどちらかを決
める「単独親権」制度。法
制審は、主要国の多くが採
用する父母双方による「共
同親権」の是非を検討する。
ただ父母が対立する場合には、
子が不安定な立場に置
かれるとの懸念も根強く、
反対意見も予想される。

離れて暮らす親と子の面
会交流は、離婚時に取り決
めをする割合が30%を下回
っているとのデータがあ
る。面会交流の法的性質を
民法に明示するよう求める
意見があり、法制審は、離
婚時の計画作成を促進する
方策などを議論する。

厚生労働省の二〇一六年
度の調査によると、ひとり
親世帯は全国で百四十万世
帯余りに上り、その多くを
占める母子世帯が離婚した
父から養育費を受け取って
いる割合は24%程度にどど
まる。法務省の検討会議は
昨年十二月、養育費請求権
の民法への明記や、離婚届
と併せて支払いに関する取
り決めを届け出る制度、不
払い時に裁判手続きを取つ
た場合の負担軽減や審理の

会交流は、離婚時に取り決
めをする割合が30%を下回
っているとのデータがあ
る。面会交流の法的性質を
民法に明示するよう求める
意見があり、法制審は、離
婚時の計画作成を促進する
方策などを議論する。

財産分与は、婚姻中に夫
婦で築いた財産を離婚時に
半分ずつに分ける「2分の
1ルール」の制度化を検討

する。二十歳未満を対象と
した未成年養子縁組は、相
際、子どもの利益が十分に
考慮されない事例があるこ
とから、対応策を話し合つ。